

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

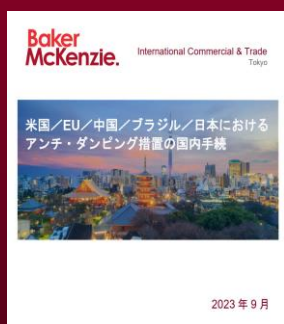
30 October 2023

「アンチ・ダンピング措置の 国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本レポート（無料）をご希望の方は、メールにてご連絡ください。



Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 87

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 87 となる本号では、「グローバルグループ再編シリーズ」第2回グローバルグループ再編の手法、オーストラリアの会社書類の電子化—企業買収を促進等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

グローバル：「グローバルグループ再編シリーズ」
第2回 グローバルグループ再編の手法

グローバル：OECDが進める第二の柱、Subject To Tax Rule (STTR) に関する
多国間租税条約 (MLI) の署名版の公表

2. 豪州

オーストラリア：会社書類の電子化—企業買収を促進

オーストラリア：2023/2024年ニューサウスウェールズ州予算案の税制への影響

3. 米州

米国：FTC及びDOJによる役員兼任規制に対するエンフォースメントの強化

4. 欧州

EU：欧州委員会が新たな移転価格イニシアチブを提案

5. アフリカ

南アフリカ：企業開示要件の強化

6. ESG / Sustainability

日本：カーボン・クレジット市場の開設

インドネシア：インドネシア証券取引所におけるカーボンユニット取引の開始

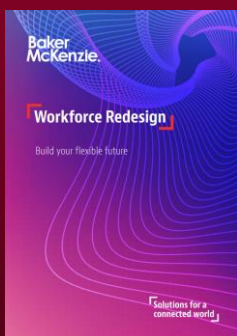
EU：EU電池及び廃電池に関する規則の発効

英国：英国の集団訴訟制度に基づく最初の環境訴訟

「Workforce Redesign」ガイド のお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入などといった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ペーカーマッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



1. グローバル

グローバル「グローバルグループ再編シリーズ」

第2回：グローバルグループ再編の手法

前回の「グローバルグループ再編シリーズ」第1回では、多国籍企業化した日本企業がグローバルグループ再編を積極的、戦略的に検討する十分な理由となり得る、法務、税務その他の現状を紹介した。今回は、実際のグローバルグループ再編でよく用いられる手法をいくつか紹介する。

株式譲渡、株式の現物分配、株式の現物出資、事業譲渡、合併、会社分割

グループ再編でよく用いられる手法として、株式譲渡、株式の現物分配、株式の現物出資、事業譲渡、合併、会社分割がある。

株式譲渡は株式を相対で任意の第三者に譲り渡す手法で、他の手法と比較して単純ではあるものの、実際のグループ再編においてはあまり使用されない。というのも、グループ再編の文脈においては、他手法であれば税制適格で追加の税コストの発生なく移転できる可能性がある一方、株式譲渡は原則的に課税取引¹とされることが多いためである。株式の現物分配とは、株式の現保有者が、自らの株主に対して、利益の配当として、金銭ではなく自らが保有する第三者の株式を交付する手法である²。株式の現物出資とは、株式の現保有者が任意の第三者に対して、出資として（従って、多くの場合当該第三者の株式を引き受けることを対価として）保有株式を交付する手法である。この場合、株式の現保有者は株式交付後に当該第三者の株主となる³。これら3つの手法はいずれも株式を交付する手法であるが、譲受人を任意の第三者とすることができるか、株式交付後に譲渡人と譲受人との間にそれ以上の関係が生じるかという点で差がある。更に、株式の現物分配や現物出資には、現株式保有者（譲渡人）や株式の譲受人の準拠法域の会社法の手続を履行する必要があったり、財源規制があったりする点にも留意が必要である。

事業譲渡は、譲渡人及び譲受人の組織体はそのままに、相対で一部事業を譲り渡す方法で、多くのグローバル企業が事業展開するような主要な法域の多くでは、個々の権利義務を一つずつ合意により承継する必要がある。他方、合併とは、ある会社の権利義務の全てが他の会社に対して承継され、その会社は特段の清算手続を経ることなく消滅する手法であり、会社分割とは、ある会社の権利義務の一部が他の会社に対して承継される手法をいう。合併や会社分割では、法定手続に従うことにより、ほとんどの主要法域において権利義務が法令上包括的に承継される。もっとも、合併や会社分割は、事業譲渡とは異なり、多くの主要法域で単一法域又は限られた法域内で完結することが想定されている点、又、英国等一部法域では合併や会社分割の制度が原則ない点には、留意が必要である。

¹ 例えば日本の税法の文脈では、完全支配関係のある内国法人間の株式譲渡であれば、グループ税制により譲渡時には課税は発生しないというのが一般的である。但し、例えば譲受法人の清算（譲受法人と完全支配関係がある内国法人との合併による場合を除く）、譲受法人による対象資産の再移転といったトリガーとなる事象が生じた場合に、譲渡元法人での課税が実現してしまう（法人税法第61条の11第1項ないし第3項）。

² 日本の税法の文脈では、適格現物分配（法人税法第2条第12号の15）又は適格株式分配（法人税法第2条第12号の15の3）に該当する場合には課税が繰り延べられる（法人税法第62条の5第3項）。

³ 日本の税法の文脈では、一般的に株式のみを出資財産とする現物出資は、完全支配関係のある会社間のものでない限り、適格現物出資とならない（完全支配関係のある会社間の現物出資に求められる事業継続性要件を充足しえないため）（法人税法第2条第12号の14）。

「2023年国際紛争展望」レポート 発行のお知らせ

不確実性がニューノーマルとなった中、COVID-19が現在における経済サイクル上での紛争の牽引材料となっています。本レポートでは、世界の大企業600人以上のシニア弁護士から得た知見に基づき、こうした変化が世界の紛争情勢に与える影響を明らかにしています。ESG、サイバーセキュリティ、ポストM&A、税務及び雇用に関する主要な紛争傾向を探り、セクター・地域別の動向を分析。今後一年の備えとなれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



ところで、ほとんどのグループ再編では、単一の再編手法によるのではなく、複数の再編手法を組み合わせて計画し実施することが多い。例えば、より効率的な海外子会社管理のために既存の海外子会社にある管理統括部門を廃止して新たにグローバルな統括機能を有する組織体を設置したいという場合には、①新海外子会社を設立した後、②既存の海外子会社の管理統括部門を当該新海外子会社へ事業譲渡し、③株式の現物出資又は現物分配により新会社周辺の株式保有関係を整理する、といった具合である。

又、再編の目的も、単一ではなく、複数（例えば、グローバルな統括機能を有する組織体を設置したいという目的に加えて、最新の国際税務へ対応したい、サプライチェーンを見直したい、等）であることが多く、そのような場合にはより多くの事業体、法域、関連部署が関与することになる。更に、税務や実務上の混乱を避けるとの観点から再編計画内の全ての手続を同一日付又はかなり近接した日付で効力発生させることが多い。

従って、再編手法の決定に際しては、再編全体の目的、各手法によることの個別効果とそのシナジー効果、必要期間、他の再編手続との兼ね合い・タイミング等の様々な視点から、関連法域全ての法令を確認して、綿密に検討する必要がある。

越境合併（Cross-border merger）・越境分割（Cross-border demerger）

越境合併（Cross-border merger）とは、合併により消滅する会社とその権利義務の全てを承継する会社が2以上の異なる法域を準拠法とする場合の合併をいい、越境分割（Cross-border demerger）とは、権利義務の一部が他の会社に承継される会社と当該他の会社がそれぞれ異なる法域を準拠法とする場合の分割をいう。

日本を含む多くの法域において合併や会社分割は単一法域内で完結することが想定されているが、越境合併や越境分割が許容される法域もある。例えば、EU域内では、EU域内の越境合併、越境会社分割、組織変更等の組織再編・移転を促進する Directive が欧州委員会で採択されたことをきっかけに、各国で関連法制が整備され、これらが明確に許容されるに至った。そして、親子会社間での合併の場合等一定条件下で簡略化された手続を認める法域も多いため、グローバルグループ再編における使い勝手もよいと考えられている。但し、具体的にどのような場合に越境合併や越境分割が認められるのか、どのような手続を履践する必要があるのか等の諸条件は、国ごとに異なるので留意が必要である。

EU域内の越境合併や越境分割の日本の法人税法上の取扱いについては、国境を跨る組織再編の取扱いにかかるガイドラインが存在していないため不透明であり⁴、これがグループ再編の選択肢を狭めていたのではないかと懸念もあった。しかし、国税庁の文書回答事例⁵により、一定の条件を満たす越境合併は日本の法人税法上合併とみなされる可能性が高いとある程度の予測可能性がたつたため、越境合併も日本企業のグループ再編における採りうる手法の一つとなったのではないと思われる。

⁴ この点、海外子会社の再編が起こった場合の日本の税法上の取扱いの実務の指針となる「外国における組織再編成に係る我が国租税法上の取扱いについて」（日本租税研究協会、2012年4月9日）（[kokusaisosikisaihenhoukoku2012.07.pdf](https://www.soken.or.jp/kokusaisosikisaihenhoukoku2012.07.pdf)）においても「国と国を跨ぐ企業間の組織再編成（異なる国に所在する企業間の合併等）については、検討の対象としていない。」と明記されている。

⁵ 英国子会社がオランダ法人と行う合併の取扱いについて（大阪国税局、文書回答事例、2019年2月18日）

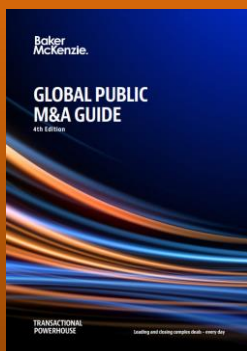
（<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/bunshokaito/hojin/190218/index.htm>）

「グローバル・パブリックM&Aガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



越境組織変更（Re-domiciliation / domestication）

越境組織変更とは、ある法人を、解散又は清算せず、その法人格を維持したまま準拠法を変えたり、本店所在地を変更したり、租税地移転したりする手法である。日本ではいずれも認められないが、法律で明確に認められている法域もある。越境組織変更を認める会社法制度を有する国のなかでも、インバウンドの越境組織変更（自国以外の国で設立された会社について自国会社法を準拠法とする越境組織変更）のみ許容する制度を有する国と、インバウンドとアウトバウンドの両方を許容する制度を有する国に分かれる。

このような日本で認められない越境組織変更が日本の税法上どのように取り扱われるかは、ひとえに現地で生じた事象を日本の法律上何と同視できるかにかかっており、現地法務の取扱いを十分に踏まえた上での判断が必須となる。

税務上の居住地の変更（Change of tax residency）

日本においては、税務上の居住地につき、本店所在地主義⁶が採用されている。一方、英国、シンガポールなど、管理支配地主義と呼ばれる、どの国でその法人の管理支配（例えば、取締役会の開催等）を行っているかで税務上の居住地を決定する制度を採用する国も多数存在する。

税務上の居住地の変更についても、日本では存在しない概念であり、これを日本の税法上どのように扱うかは慎重な検討が必要となる。

カーブアウト M&A

グローバルグループ再編は、上記のような手法を駆使して、ほとんどの場合グループ内で完結する。しかし、不採算事業からの撤退や戦略的事業分野への経営資源の集中等の理由から、グループ再編の一環として、グループ内の一部事業（ノンコア事業）を切り出して第三者に売却することもある。このようなノンコア事業を切り出して売却する取引を一般にカーブアウト M&A という。具体的な手法としては、事業譲渡や会社分割が使われることが多い。

カーブアウト M&A には、グループ外の第三者が関係するために生じうる課題がある。例えば、切り離すノンコア事業はグループ内の他の事業とバックオフィス機能やサプライチェーンを共有していることが多いが、売却完了日（クロージング）初日からこれらの機能を買手側で完全に準備できるケースはあまりない。そこで、Transition Service Agreement を締結し、クロージング後一定期間、売手側が引き続きバックオフィスサービス等を提供し続ける（そして、この間に買手はこれらの機能を整える）ことが多い。

スピノフ税制

もう一つ、第三者が関与する再編として、グループ内の一部事業を切り離し子会社として独立させ（もしくは既存の子会社に分社型分割により移転し）、当該子会社株式をグループの株主に交付する、スピノフがある。多くの場合、グループ及び切り離された事業それぞれの企業価値向上を目指す。具体的には、一部事業を切り離す際に会社分割を、切り離された完全子会社株式をグループ株主に交付する際に完全子会社株式の現物分配を使用するケースが多い。令和5年度改正により完全子株式の現物分配を用いるスピノフについて、一定の要件を充足することを前提に完全子会社の株式の80%以上を現物分配する場合においても課税関係を生じないとする税制改正が行われており（パーシャルスピノフ）（従前は、子会社株式の100%を分配する必要があった）、現実にはパーシャルスピノフを行うことを公表した上場も出てきている。

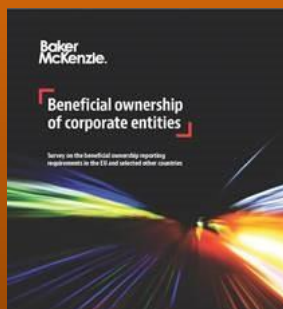
⁶ 日本の国内に本店所在地があれば、内国法人（つまり、日本の税務上の居住者）であるとして取扱う制度（法人税法第2条第3号）。設立準拠法主義ともいう。

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネー・ロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご覧ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



グローバルグループ再編への取組

今回は、グローバルグループ再編においてよく用いられる手法を、ほんの一部であるが紹介した。再編計画の策定・実施に当たっては、今回触れた観点の他にも外資規制や労務等配慮すべき点が多岐にわたるほか、グループ内の複数法人、複数法域に跨る多くの利害関係部門、外部専門家等の関係者全員が常に同一の理解に立ち、コミュニケーションを密にとり、足並みを揃えることがとても大切になる。本「グローバルグループ再編シリーズ」第1回で概観した通り、グローバル化を果たした日本企業が現在置かれている環境と他のグローバル企業がそれらへの解決策として実際にグローバルグループ再編を実施していることに鑑みると、日本企業もグローバル社会で競争力を維持するためには避けて通れない検討課題であるのではないだろうか。

ベーカーマッケンジーのグローバルグループ再編チームの取組

ベーカーマッケンジーでは、東京事務所を含む世界各国のオフィスに、グローバルグループ再編プラクティスを集中的に扱う専門チームを置いており、数々の多国籍企業のグローバルグループ再編を、プランニングから実行の段階まで、法務、税務の両面でサポートしている。グローバルグループ再編プラクティスの詳細については、こちらを参照されたい。

[最初のページに戻る](#)

グローバル

OECDが進める第二の柱、Subject To Tax Rule（STTR）に関する多国間租税条約（MLI）の署名版の公表

OECD/G20が進める取組、税源浸食と利益移転（BEPS）の一環である Subject To Tax Rule（以下、「STTR」）の推進は2021年10月8日に合意され、2023年10月2日に多国間租税条約の署名版が公表された。STTRに関する多国間租税条約は各国の署名、国内における批准手続等を経て、手続の完了した国との間の既存の二国間租税条約に関して順次効力発生すると考えられる。ここでは、STTRについて概略と実務への影響について解説する。

STTRの概略

STTRは、既存の二国間租税条約において一方の国に所得の源泉があるとされる利子、使用料、役務提供等（対象所得 = Covered Income）で、当該一方の国において租税条約に基づく軽減税率の適用又は免税等の恩典が与えられている場合において、他方の国においてこれらの対象所得が最低税率（9%）未満の課税を受けているときに、既存の二国間租税条約で定められている税率と最低税率との差に相当する課税権を、当該一方の国に認めるものである。例えば、日本に源泉があるとされる使用料に対する源泉徴収が、租税条約の規定によって5%に軽減されている場合において、かかる使用料の受領者が相手国でその使用料につき何ら課税されていない場合には、最低税率である9%と租税条約による軽減税率である5%との差額の4%を日本が追加的に課税する権利を与えるものである。もっとも、日本においては、国内法以上の納税義務を租税条約が新たに生じさせることはないという原則（プリザベーションクローズ）があり、その適用には留意が必要である。

尚、STTRの適用は関係者（Connected Person）への対象所得の支払いに限定される（第8項（b）⁷）。関係者とは、会社に関しては議決権又は価値の50%超を直接、間接に保有する又は保有される会社、又は一の者に共に議決

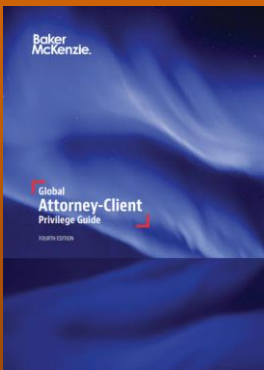
⁷ Multilateral Convention to Facilitate the Implementation of the Pillar Two Subject to Tax RuleのAnnex Iより（以下同じ）。MLIの本文は[OECDホームページ](#)参照。

「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド 第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権（英語）」グローバルガイド第4版を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。世界情勢から紛争リスクの高まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



権又は価値の50%超を直接、間接に保有されている者とされているので、資本関係のない第三者への支払いについては対象外とされる。

対象所得と所得源泉地に関する規定

対象所得は以下の所得が該当する（第4項）。

- i. 利子
- ii. 使用料
- iii. 製品又はサービスを販売する権利の使用又は使用の権利の対価
- iv. 保険料又は再保険料
- v. ファイナンスに関する保証料及びその他のファイナンスフィー
- vi. 産業上、商業上、学術上の設備の使用又は使用の権利の対価
- vii. 役務提供の対価

対象所得の所得源泉地は第4項c)に定められており、基本的に対象所得を支払う者の居住地国に源泉があるものとされる。

対象所得の範囲と所得源泉地に関して、利子と使用料及び産業上、商業上、学術上の設備の使用又は使用の権利の対価は既存の二国間租税条約や居住者・外国法人に対する課税を定めた国内法の規定から逸脱するものではないと考えられるが、役務提供の対価、販売権の対価、債務保証料等は大きな変更となる可能性がある。

役務提供の対価は日本の国内法でも、既存の二国間租税条約においても役務提供地に源泉があるとされ、かつ租税条約第7条が適用される事業所得に該当することから、役務提供地が日本でかつ日本の恒久的施設に帰属しない限り、日本では課税されないこととなっている。STTRの効力発生後は、租税条約上は支払者が日本法人であれば所得源泉地は日本にあるものとされると考えられる（日本の国内法では国内源泉所得の範囲が租税条約の規定に置き換えられる規定が存在するので（所得税法第162条第1項、法人税法第139条第1項）、結果的に役務提供の対価の源泉地は日本にあるものとして取り扱われる）。しかしながら、所得税法第162条第1項、法人税法第139条第1項で所得源泉地が日本にあるものと置き換えられたとしても、日本の国内法では課税方法が恒久的施設に帰属する役務提供の対価に対する法人税課税しか定められていないことから、国内法で役務提供の対価に対する源泉分離課税の規定を導入しない限り、STTRによって日本で課税が生じることはないと考えられる。販売権の使用の対価や債務保証料も同様で、STTRによって日本に源泉のある所得に分類され、国内法の読み替え規定で日本に源泉のある所得に分類されたとしても、現行の国内法の下では恒久的施設に帰属しない限り、日本における課税はないとも考えられる。

税率と最低税率及び優遇措置

STTRにおける最低税率は9%とされている。ここでいう「税率」は、基本的に表面税率が該当し、実効税率ではないとされている（第5項a）。例えば、法人税率が17%である国の法人に100の使用料が支払われ、関連する費用を控除した所得の20に対して17%の税率で法人税が課せられ、使用料の支払額の100に対する実効税率は3.4%（ $(20 \times 17\%) / 100$ ）であったとしても、最低税率以上の課税を受けているものとされる。

尚、対象所得の受領者の居住地国で一定の優遇措置（Preferential adjustment）が適用されている場合には、当該優遇措置を考慮して「税率」

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



が決定される。かかる優遇措置は以下のものが該当するとされている（第6項 a）。

- i. 全部又は一部の免除
- ii. 対応する支払又は支払義務を伴わない損金の認識
- iii. 外国税額控除以外の税額控除

尚、権限ある当局は対象所得に対して課せられる表面税率及び優遇措置について相手国に対して通告するものとされている（第5項 c）。

実務的影響

日本が対象所得の受領者である場合には、「税率」の調整が必要となる優遇措置もないため基本的に最低税率以上で課税されているということで日系多国籍企業の日本の親会社がグループ内の海外子会社から受領する対象所得について現地で租税条約の恩典が制限されることはないと考え、影響があるとすれば、日本から支払われる対象所得になると考えられる。もっとも、上述の通り国内法の改正がない限りにおいて、STTRの効力発生とともに日本で追加的に源泉徴収義務が生じる、あるいは受領者側で申告納税義務が生じることはない可能性が高いものの今後十分に注視する必要はあろう。

[最初のページに戻る](#)

2. 豪州

オーストラリア

会社書類の電子化—企業買収を促進

2023年9月15日より発効する会社法の改正により、同法に基づき作成される全ての文書において電子署名が利用可能になり、ほとんどの文書を電子送付できるようになった。これは、2020年から続く会社書類に関する現代化の流れを汲んだもので、歓迎すべき発展である。尚、2022年初めに制定された会社による文書の電子作成に関する法律に変更はない。

2023年財務省改正法（会社書類及びその他コミュニケーション手段の現代化）（The Treasury Laws Amendment（Modernising Business Communications and Other Measures）Act 2023）は、会社が文書に電子的に署名し、送付することを認める従来の制度を大幅に拡張するものである。後述する事項を含め、改正法のほとんどが現在施行されている。

本稿は、コミュニケーション、ガバナンス、トランザクションに関する、2001年会社法（以下、「会社法」）の主な変更点を概説するものであるが、新法による改正の全範囲を取扱うものではない。

主な変更点は以下の通りである。

- 会社法に基づいて署名が要求又は許可される文書は、物理的又は電子的に署名することができる。
- 会社法に基づき送付が要求又は許可される文書のほとんどは、受取人が文書の受取方法を選択することを条件に、物理的又は電子的に送付することができる。但し、新法はオーストラリア証券投資委員会（ASIC）に送付される文書、又は資金調達若しくは金融サービスに関連する文書には適用されない。このような文書は、その他のルール等により、既に電子的に送付することが可能になっているものも多いが、そうでない場合は、引き続き物理的な送付が必要となる。

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A 案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



- 対象会社の証券保有者への関連文書の電子的な交付を可能にすることになり、企業買収や強制買収手続が円滑に進められるようになる。
- 会社定款の規定次第では、取締役の同意なしで、適切なテクノロジーを利用して取締役会を招集・開催することができる。

従前の状況

2022年初頭に会社法が改正され、オーストラリア企業は電子署名を利用して電子的に文書を作成できるようになった。この度の新法はこのルールに影響を与えず、企業は契約書やその他の文書を電子的に作成する現在の運用を継続することができる。

しかし会社法では、依然として企業に対して文書を物理的に交付することを義務付けており、これは電子署名による契約締結が可能になったからといって変わるわけではなかった。又、会社法が個人又は会社以外の事業体による文書の署名を要求又は許可する場面において、電子署名は明示的には認められていなかった。

2022年の改正によって、会議や決議に関する文書に電子的に署名して送付することや、年次財務報告書を電子的に株主に送付することができるようになったが、いくつか未対応のものが残っていた。

新法はこうした課題を解消するもので、会社法に基づく全ての文書につき電子署名が可能となり、電子送付できる文書の範囲も拡張された。

電子署名

現在、会社法に基づいて署名が要求又は許可されるいかなる文書も、物理的又は電子的に署名することができるようになった。これにより、会社は会社法第126条及び第127条で認められている契約書やその他の文書を電子的に作成することができるようになった。取締役の年次報告書や宣誓書、債権者の法定請求書など、署名が必要なその他の文書についても電子署名が明示的に認められている。

電子署名のためには、署名者の身元と意思を表す方法で、当該状況に応じて合理的に信頼できるものを使用することが引き続き要求される。多くのケースにおいてこの要件は、スキャンした署名や DocuSign のようなオンラインプラットフォームなど、既に一般的に用いられている様々な方法を用いることで容易に満たすことができる。

電子送付

現在、会社法の下で送付が要求又は許可される文書のほとんどが物理的又は電子的に送付することができるようになった（同法が「送付（send）」という言葉を使用しているか、「交付（give）」、「送達（serve）」、「発送（dispatch）」といった類似の言葉を使用しているかは問わない）。取締役や秘書役の行為同意書、持分権者に提供される定款の写し、対象会社証券保有者に送付される買収文書（下記参照）など、幅広い文書に適用される。行為同意書などの文書は電子的に署名・交付されることが既に一般的であったが、新法により、その有効性に関する疑義が解消された。但し、ASIC や登記官に対し、又は ASIC や登記官から送付される文書や、第6D章（資金調達）や第7章（金融サービス、例えば株券や譲渡に関する規定）に基づき送付される文書には適用されない。

電子送付できる文書に関して、会社法は以下のような既存の規定を維持している。

- 会社は、文書を物理的若しくは電子的に送付、又は受取人が電子的に文書にアクセスするために必要な情報を物理的又は電子的に（例えば、書簡やはがき又は電子メールで）送付することができる。

- 会社の株主及び他の事業体の持分権者は、文書を物理的又は電子的に受け取ることを選択することができる。
- 年次財務報告書は、ウェブサイト上で容易に入手できるようにすることで、持分権者に交付することができる。

電子的に署名できるものの電子的に送付はできない文書については、電子的に署名した文書を印刷し、物理的に送付することが一般的に容認されていると考えられる。

ASIC 提出文書

既に多くの文書は、ASIC ポータル (ASIC Regulatory Portal) を通じ又は電子提出プロトコル (Electronic Lodgement Protocol) に基づいて、ASIC に電子的に提出することが可能となっており、新法は電子的に提出可能な文書の範囲を拡大するものではない。前述の通り、電子送付の範囲が拡大された制度においては、ASIC に送付される文書は明示的に除外されている。加えて、今回の改正により、ASIC は会社法に基づく提出要件に準拠していない文書の受領や登録を拒否できることが明確化された。但し、同法においては、提出要件が満たされている限り、ASIC は電子署名された文書が有効に署名されていないという理由に基づいてその文書を拒絶できないことが引き続き規定されている。

企業買収関連文書

新法は特に公開買付と強制買収手続の分野で歓迎されるもので、買付者と対象企業の双方が対象企業の証券保有者に文書を電子的に送付できるようになる。その結果、関連する以下のような変更も行われた。

- 交付時期： 交付方法に応じて、文書の交付があったものとみなされる時期が新たに規定された。買収プロセスにおいては厳格な時的要件が定められている場合があり、文書の交付時期は重要な意味を持つ。
- 証券保有者の選択権： 対象会社の証券保有者は、買付者に通知することにより、買付者から書類を物理的又は電子的に受け取ることを選択することができる。実務的には、対象会社の証券保有者が関連書類に関する選択を対象会社に通知し、対象会社がその選択を（下記の通り）買付者に通知した場合、その選択は買付者から送付される書類に適用されるものとみなされる。
- 証券保有者の情報： 従来から対象会社が負っていた、関係する証券保有者に関する情報を買付者に提供する義務が拡張され、そのメールアドレスや関連文書の受け取り方法（電子的か物理的か）に関する選択を含むようになった。このような情報が当初目的と無関係に使用又は開示された場合、重大な罰則が適用される。

スキームオブアレンジメントに関連して、スキームブックレットは、株主総会関連文書に関する現行の規定に基づいて、既に電子的に証券保有者に送付することが可能であり、これは新法においても引き続き認められている。

前述の通り、ASIC への買収・スキーム関連文書の提出は、新しい電子交付制度の対象にはならないが、こうした書類は引き続き、ASIC ポータル (ASIC Regulatory Portal) を通じてオンラインで提出することができる。又、裁判所への提出は引き続き一定の要件に準拠する必要がある。

取締役会

会社法はこれまで、取締役全員の同意があれば、様々な方法で取締役会を招集・開催することを認めていた。新法は、例えば完全にバーチャルな取締役会など、取締役の同意がなくとも合理的なテクノロジーを使用して取締役会を招集・開催することを認めた。会社法の旧規定を反映した会社定款により引き続き取締役の同意を要件とすることはできるが、そのような規定が実務上不便であれば、改正の恩恵を受けることになる。

[最初のページに戻る](#)

オーストラリア

2023/2024 年ニューサウスウェールズ州予算案の税制への影響

概略

2023年9月19日、2023/2024年ニューサウスウェールズ州予算案の一部として、2023年財務・歳入法改正法案（the Treasury and Revenue Legislation Amendment Bill 2023）（以下、「本法案」）が立法議会に上程され、審議が開始された。この法案が可決されれば、2024年2月1日に施行されるが、1997年ニューサウスウェールズ税法が大幅に改正されることになる。但し、この日以降の取引については、限定的な経過措置が適用される。

本法案はニューサウスウェールズ州議会の両院を通過し、現在承認待ちである。

詳細

1. 土地所有者税制度の改正

ニューサウスウェールズ州の土地所有者税は、担保権の設定されていない部分の総額が200万豪ドル以上のニューサウスウェールズ州の土地及び固定資産につき持分を有する法人及び投資信託の一定の持分を取得した場合に課される。現在、非上場法人や私募投資信託スキームの場合、課税対象となる取得の基準値（即ち、「一定の持分」）は、50%以上とされている。特定の公開法人や信託の持分の取得には、より高い基準値が適用される（90%）。

今回の改正案は、ニューサウスウェールズ州及びビクトリア州の土地所有者税制度をより密接に連携させるものである。

① 私募投資信託スキームの新しい取得基準値

私募投資信託スキームの取得基準値は50%から20%へと引き下げられることとなる。但し、以下の持分取得の場合については50%が維持される：

- 非公開法人
- ホールセール投資信託又はイミネント・ホールセール投資信託としてニューサウスウェールズ州歳入庁に登録されている新しいカテゴリーの投資信託スキーム（下記参照）。

「一般土地所有者」（即ち、特定の上場法人、特定の上場投資信託及び広く用いられている投資信託スキーム）に用いられる90%の取得基準値は変更されない。

② ホールセール投資信託スキーム又はイミネント・ホールセール投資信託スキームの登録

本法案においては、特定の投資信託スキームを、ホールセール投資信託スキーム又はイミネント・ホールセール投資信託スキームとしてニューサウスウェールズ州歳入庁に登録することができる。これらの信託の持分の取得者は、土地所有者税について 50%の取得基準の適用を受けることができる。

ビクトリア州の登録手続と同様に、関連する投資信託スキームの受託者は、ニューサウスウェールズ州歳入庁に対して、ホールセール投資信託スキーム又はイミネント・ホールセール投資信託スキームとしての認定を申請する必要がある。但し、重要な違いは、ニューサウスウェールズ州では、「適格投資家」が 80%以上保有することが登録の条件となる点である（ビクトリア州は 70%以上）。

ニューサウスウェールズ州歳入庁のチーフ・コミッショナーは、以下の点に同意する場合には、私募投資信託スキームをホールセール投資信託スキームとして登録することができる：

- 特定の投資家のために設立されたものではないこと。
- その投資口の 80%以上を「適格投資家」（一般的な上場法人や信託、多くの年金基金、その他のホールセール投資信託スキームを含む）が保有すること。
- 適格投資家でない投資家が（単独又は関係者との合算で）その投資口の 50%以上を保有していないこと。
- チーフ・コミッショナーが官報で公表するその他の要件（未公表）。尚、ビクトリア州の登録要件は、同様にオープンエンドではない。

チーフ・コミッショナーは、私募投資信託スキームが「適格投資家」に対する最初の投資口発行から 12 か月以内に上記の基準を満たすと判断された場合、私募投資信託スキームをイミネント・ホールセール投資信託スキームとして登録することができる。

又、チーフ・コミッショナーは、登録条件の不履行など、不適格な状況が確認された場合には、当該登録を取り消すことができる。その結果、投資信託スキームにおける過去の取得が課税対象となる可能性がある。

③ 関連基準の引下げ

土地所有者の関連法人を通じた財産の追跡の基準値が 50%から 20%へと引き下げられる。つまり、被取得企業（即ち、土地所有者）の関連法人が直接所有する土地は、当該被取得企業が、当該関連法人の清算時に、当該関連法人の財産の 20%以上の価値に相当する割合を取得する権利がある場合に、当該被取得企業が所有していたものとみなされることとなる。被取得企業に帰属する土地の価値は、関連法人に対する持分に依りて算定される。

例えば、非公開法人である B Pty Ltd の発行済み株式の 100%を取得したとする。B Pty Ltd はニューサウスウェールズ州の土地の利権を直接所有していない。B Pty Ltd は、LandCo Pty Ltd（以下、「LandCo」）の発行済み株式の 20%を保有しており、LandCo が清算された場合には、LandCo の財産の 20%を受け取る権利がある。LandCo はニューサウスウェールズ州の土地を所有しており、その担保権の設定されていない部分の価値は 1,000 万豪ドルである。本法案が提案する改正により、B Pty Ltd はニューサウスウェールズ州の土地 200 万豪ドルを保有しているとみなされることになる（LandCo が保有する土地の価値の 20%が B Pty Ltd に帰属する）。

従って、B Pty Ltd は 200 万豪ドルの担保権が設定されていないニューサウスウェールズ州の土地を所有しているため、ニューサウスウェールズ州税法上の「土地所有者」とみなされ、B Pty Ltd の株式の取得に対して土地所有者税が課されることになる。下図も参照。



④ 改正法の適用開始日及び経過措置

土地所有者税に関する規定の改正は、2023年9月19日（即ち、施行日）より前に締結された契約又は取引による取得を除き、2024年2月1日以降に完了した取得に適用される。

登録されたホールセール投資信託スキームについては、前述の通り追加の経過措置が利用可能である。

2. 法人の再編及び統合に対する免税措置

現行制度では、法人は再編の一環として、ニューサウスウェールズ州の土地、グループ法人の株式や信託財産などの課税対象資産を同一企業グループ間で譲渡する場合、全額免税となる。同様に、「トップ・ハッチング」取引（例えば、ある法人が他の法人と既存の株主との間に介在する場合は、全額免税となる。

本改正案では、対象となる企業再編及び企業統合取引について、法人が受ける免税の額が、100%から90%に引き下げられることとなる。

ビクトリア州は、同様の90%の免税制度を有する唯一の法域である（他の全ての法域は100%の免税を認めている）。但し、ビクトリア州において決定的に異なるのは、同一取引の一部であり、かつ30日以内に発生し、同一不動産に関連する再編取引については、実質的に100%の免除が受けられることである。ニューサウスウェールズ州の制度案には同様の概念は存在しない。

経過措置として、現行の企業再編及び統合に対する免税措置は、以下の場合に引き続き適用される：

- 2024年2月1日より前に発生した取引
- 2023年9月19日（即ち、施行日）より前に締結された契約又は取引に起因する場合、及び2024年4月1日までに免税申請が行われた場合であり、2024年2月1日以降に発生する取引。

これは事実上、現行の100%の免税の適用を受けるためには、予定されている取引が2024年2月1日より前に行われる必要があることを意味している。そうでない場合は、新しい90%の減免制度の適用を受けることとなる。

3. 固定課税及び名目的課税の引上げ

本法案において、ニューサウスウェールズ州歳入庁が一部の取引に適用する固定課税及び名目課税の引上げが提案されている。特に、2024年2月1日以降、以下の通り課税額が引き上げられる：

- 10豪ドル→20豪ドル（ニューサウスウェールズ州の土地の売買契約に基づき行われる譲渡に対する課税等）。
- 50豪ドル→500豪ドル（管理投資スキームの責任主体からカスタディアンへの課税対象資産（土地など）の譲渡に対する課税等）。
- 500豪ドル→750豪ドル（ニューサウスウェールズ州において、非課税資産（現金など）の信託証書に対する印紙税等）。

最後に

2023/2024年度ニューサウスウェールズ州予算案では、土地所有者に対する課税網の拡大、対象となる企業再編・統合に対する全額免除の撤廃、各種固定課税の引き上げなど、税制の明確な強化が予定されている。この傾向は、土地税においても反映されており、土地を主たる居住地として使用及び占有する者が、その土地の少なくとも25%の持分を併せて所有していない限り、土地に関して主たる居住地免税を申請することができなくなる。この傾向は、ビクトリア州など他の法域における州税の一般的な厳格化と共通しているようである。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

米国

FTC及びDOJによる役員兼任規制に対するエンフォースメントの強化

概要

米国連邦取引委員会（以下、「FTC」）及び米国司法省（以下、「DOJ」）は、近年それぞれ役員兼任（個人が競合する企業の取締役又は役員を同時に務める状況を指す）の規制に関して注目すべき動きを見せている。役員兼任は、クレイトン法第8条により原則として禁止されるが、企業の規模又は会社が相互に競争して販売する製品又はサービスから得られる売上が一定量を超えない場合は例外的に許される。

2023年8月16日、DOJは、DOJの措置に基づきPinterestの取締役2名がNextdoorの取締役を辞任したことを発表した。又、同日にFTCは、天然ガス分野におけるQuantum及びEQTの間の企業結合取引に関して、役員兼任を禁止する条項を含む同意審決に達したことを発表した。これらの措置は、DOJ及びFTCが、進行中の競争法上の審査と関連して、又はそのような審査とは独立した調査として、役員兼任に関する調査を強化していることを示唆している。又、FTC及びDOJは、クレイトン法第8条の適用範囲について拡大的な見解を示すと同時に、同条の競合する売上に関する例外（デミニミス例外）については限定的な見解をとる意向であることも示唆している。このような状況を考慮し、各企業は役員兼任規制への該当可能性やデミニミス例外を引き続き利用できるかどうかにつき、法律専門家の助言を求めつつ慎重に検討する必要がある。

クレイトン法第8条のエンフォースメントに関する重要事項

- 役員兼任規制に関する調査の増加

FTC 及び DOJ は近年、両機関にとって役員兼任規制がエンフォースメントの優先事項であることを示唆するアクションを取っている。これらのアクションには、DOJ による独立した調査と FTC によるハート・スコット・ロディノ反トラスト改正法（HSR）に基づく企業結合規制に関する措置の両者が含まれる。

- デミニミス例外の適用に関し「競合する売上」の広範な解釈の可能性

会社がクレイトン法第8条のデミニミス例外における「競合する売上」の基準を超えない場合には役員の兼任は同条の違反とはならないが、DOJ の Pinterest に対する措置は、企業が同条の趣旨に沿って十分に競争しているかどうかの分析において、他の競争法上のエンフォースメントの場合に比して、DOJ がより広範な考え方を取る可能性を示唆している。このような考え方は、同条における「競合する売上」が緩やかに解釈される文言であることを示した過去の FTC の声明にも沿ったものである。

- クレイトン法第8条の適用対象となる企業形態の拡大の可能性

FTC 及び DOJ は、クレイトン法第8条を会社ではないエンティティを含む企業形態にも拡大して適用する可能性がある。同条の文言は「会社（銀行、銀行協会、信託会社を除く）」と規定しているが、FTC は最近、Quantum/EQT の同意審決に関して、非会社形態の企業の役員兼任にも同条が適用されるという立場を取った。これは訴訟の結果ではないものの、FTC が同条の適用が会社に限定されないと考えていることを示している。

検討すべき措置

上記のような FTC 及び DOJ のクレイトン法第8条に関するアグレッシブなアプローチに対応するため、各企業は以下のようなアクションを取ることを検討する必要がある。

- 取締役及び役員の兼任状況の定期的な確認

クレイトン法第8条の違反となる役員兼任の有無を確認するため、取締役及び役員がどのエンティティにおいて兼任をしているかを1年ごとに確認することが推奨される。テクノロジーやヘルスケア等の発展が激しく新たな競争関係が生まれやすい分野において特に注意すべきである。

- 非会社形態のエンティティに対するコンプライアンスレビュー

取締役に類する権能を持つ非会社形態のエンティティのグループマネージャー等についても、同条の観点からのコンプライアンスレビューを行うことが推奨される。

- 「競合する売上」に関する慎重な検討

クレイトン法第8条のデミニミス例外の適用に関して、商品及びサービスの売上が同条の観点からどのようにカテゴライズされるかを定期的に評価及び再評価することが推奨される。

- 組織的なセーフガードの構築

役員兼任規制の対象となり得る役員間のファイアウォールや、役員による競争法の文脈における機微情報の取扱いに関するガイダンスなどの組織的なセーフガードを導入することが推奨される。これらは、クレイトン法8条の役員兼任規制の違反又は違反の可能性のある状況が他の競争法の違反を助長する可能性があるという観点からも重要である。 [最初のページに戻る](#)

4. 欧州

EU

欧州委員会が新たな移転価格イニシアチブを提案

2023年9月12日、EU委員会は、EU域内で活動する多国籍企業グループの税務コンプライアンス・コストを削減し、税務の確実性を高め、税務紛争、二重課税、二重不課税のリスクを軽減することを目的とした、多くの重要な移転価格イニシアチブを発表した。

これらの構想は、大企業に対するEU共通の所得課税の枠組み（BEFIT）に関する指令案⁸の提案パッケージの一部を成すもので、EUを拠点とする企業グループが課税ベースを決定するための共通ルールと、移転価格コンプライアンスを促進する手段を導入することを目指したものである。BEFITとは、Business in Europeの頭文字をとったものである。又、このイニシアチブは、EU域内の移転価格規則を調和させ、共通のアプローチを確保することを目的とした移転価格指令案⁹の一部を成している。この新たな移転価格イニシアチブは、企業が負担する移転価格コンプライアンスコストの高さ、税務紛争や二重課税の事例の増加、国境を越えた問題の解決に加盟国が多大な時間とリソースを投入していることをEU委員会が認識したことを受けたものである。EU加盟国はOECDの一員であり、OECDの原則や勧告に従うべきであるが、OECD移転価格ガイドラインの位置付けは加盟国間で異なり、移転価格税制は現在、全ての加盟国で完全に整合しているわけではなく、OECD移転価格ガイドラインの解釈と適用において、各加盟国が様々な裁量を残している。これらの要因は、多国籍企業が国境を越えた活動に一貫した移転価格ルールとガイドラインを適用しようとする場合にも、加盟国の税務当局が課税権を主張する場合においても、問題を複雑化させていることから、EU単一市場の運営と競争力にとって大きな障害となる可能性がある。

提案内容

BEFIT指令案と移転価格指令案は、主な重点分野が異なり、対象とする移転価格の問題も異なる。

(i) BEFIT 指令

BEFIT指令の主な焦点は、EUに本社を置く多国籍企業グループ、又は第三国に本社を置くがEUに十分なネクサスを持つ多国籍企業グループに対して、共通の課税ベースを決定するための共通の規則を確立することである。特に低リスクの活動（限定的リスクの販売業者や製造委託業者）に対する移転価格コンプライアンスの簡素化に関する規則を提案している。この観点から、BEFIT指令は、特定の活動に対する独立企業間原則の適用を簡素化するという点で、OECDの第1柱であるAmount Bの提案によるアプローチに類似したものを達成しようとしている。

BEFIT指令は、特定の種類の取引に関する移転価格コンプライアンスとリスク評価について、2つの重要な簡素化を提供している。

- BEFITグループ内取引の場合（BEFITグループメンバーのベースライン配分を計算するため）

⁸ Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on Business in Europe: Framework for Income Taxation (BEFIT) {SWD(2023) 308 final} - {SWD(2023) 309 final} https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2023-09/COM_2023_532_1_EN_ACT_part1_v6.pdf

⁹ Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on transfer pricing {SWD(2023) 308-309 final} https://taxation-customs.ec.europa.eu/system/files/2023-09/COM_2023_529_1_EN_ACT_part1_v7.pdf

- BEFIT グループメンバーと BEFIT グループ外の関連企業との間の低リスクの活動の場合

「BEFIT グループ」とは、共通の親会社が 75%以上を支配する EU 居住企業及び恒久的施設のグループである。

BEFIT グループ内の取引について、加盟国はリスク評価を 2 つに分類することを提案している。

	低リスク	高リスク
BEFIT グループ内の取引により BEFIT グループ構成会社とその事業年度に負担した費用又は得た収入を、過去 3 事業年度の平均と比較することにより適用される。	年度内の増加率が 10% 未満の場合	年度内の増加率が 10% 以上の場合
効果	<ul style="list-style-type: none"> • BEFIT グループ内取引の価格は、独立企業間原則に合致しているものと推定される。 	<ul style="list-style-type: none"> • BEFIT グループ内取引の価格は、独立企業間原則に準拠していないと推定される (BEFIT グループメンバーは、この推定を覆す証拠を提示することができる)。 • 10% を超える増加の割合は、その BEFIT グループメンバーのベースライン配分割合を計算する目的では認められない。

BEFIT 指令のもう一つの提案は、BEFIT グループメンバーと BEFIT グループ外の関連企業との間の低リスクの活動に対する移転価格コンプライアンスの簡素化されたアプローチを導入することである。これは、加盟国に居住する、又は恒久的施設の形で所在する低リスクの販売業者及び低リスクの製造委託先に適用される。この提案では、加盟国は移転価格のリスク評価を 3 つのゾーン、いわゆるトラフィックライトシステムと呼ばれる 3 段階評価によるリスク評価アプローチある。このアプローチは、オーストラリア税務局が 2019 年に発表した移転価格ガイドラインで採用しているものと非常に類似している。

	低リスク	中リスク	高リスク
<ul style="list-style-type: none"> 直近の EU 全体の公的ベンチマークの 5 年間の平均四分位範囲と利益パフォーマンスを比較する方法で適用される。 リスク限定流通業者の収益性は EBIT 対売上高利益水準指標に基づいて測定され、受託製造業者の収益性は EBIT 対総費用利益水準指標に基づいて測定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 利益実績が公開ベンチマークの 60 パーセント以上を上回った場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 利益実績が公的ベンチマークの 60 パーセント以下、40 パーセント以上の場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 利益実績が公的ベンチマークの 40 パーセントを下回った場合。
効果	<ul style="list-style-type: none"> 移転価格の結果はこれ以上検討されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国は、これらの活動を監視するために資源を配分することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国は、移転価格ポリシーの改定を提案、見直しや調査の開始を決定することができる。

EU 委員会は、比較対象を特定するための検索基準を確立し、適切なベンチマーク分析を確立する責任を負う。ベンチマーク分析は EU 委員会のウェブサイト上で公表され、3 年ごとに更新する。

(ii) 移転価格指令

移転価格指令は、EU 域内の移転価格規則の調和に重点を置いている。移転価格指令は広範囲をカバーし、実質的な移転価格規則を定め、OECD 移転価格ガイドラインを明確に支持している。EU レベルでは、移転価格規則は法律で調和されることはないため、この立法的イニシアチブは EU レベルでは新しいものである。過去には、EU 委員会が 2002 年に設立した専門家グループである合同移転価格フォーラムの長年にわたる活動を通じて移転価格の問題に対処してきた。この専門家グループは、EU における移転価格の実務がもたらす現実的な問題に対する現実的で非立法的な解決策を EU 委員会に提案することを目的としていた。移転価格指令のもとで提案されている内容は、合同移転価格フォーラムの過去の成果と一致している。

EU 委員会の提案に基づき、EU 理事会は、関連者間の特定の取引（無形資産又は無形資産の権利の移転、サービスの提供、費用分担の取決め、事業再編に伴う取引、金融取引など）及び本社とその恒久的施設間の取引について、独立企業原則及び移転価格指令の他の規定をどのように適用すべきかについて、OECD 移転価格ガイドラインに沿った更なる規則を定めることができる。

移転価格指令の主な提案内容は以下の通りである。

- EU 加盟国に共通する関連企業の定義。一般的には、議決権及び／又は資本参加及び／又は利益権利の 25% の閾値を使用し、「重要な影響力」テストの適用。
- 相互協議手続外で対応的調整を行うための、より効果的なメカニズム。

(1) 納税者の要請により、180 日以内に「迅速な」手続を行う。

- ✓ このような要請は、納税者が一次調整の評価に必要な全ての事実上及び法律上の状況を示し、一次調整の決定的な性質を証明する証明書又は同等の文書を提出することによって行われる。この調整がまだ確定的でない場合、対応的調整が認められる前に、証明書を提出しなければならない。
- ✓ 加盟国は、全ての情報が提供された場合、30日以内に申請を認めるか、必要な情報が不足していることを納税者に通知し、少なくとも30日間の救済期間を与えなければならない。
- ✓ 加盟国は、二重課税が一次調整から生じた場合、納税者の要請を受理してから180日以内に、受理又は拒否の理由ある決定がなされ、手続が終了するようにしなければならない。

(2) 共同調査又はその他の国際協力

- ✓ 加盟国が実施する可能性のある下方修正の条件。
- ✓ 多国籍企業グループによって行われた補償調整を認める条件。
- ✓ 当事者間の契約関係及び当事者の実際の行為に基づく関連者間の実際の取引の描写の要件。
- ✓ OECD 移転価格ガイドラインに沿った移転価格算定方法と、他の評価方法又は技術を適用できる場合の条件。
- ✓ OECD 移転価格ガイドラインに沿った比較可能性分析のための要素。
- ✓ 管理されていない比較対象から得られた結果の四分位数間（25～75パーセントイル）の範囲を用いて独立企業間価格を決定するためのルールと、結果が四分位数間の範囲外であった場合の調整に関するルール。

特筆すべきは、この提案では、レンジの他のポイントが独立企業間価格を決定していることが証明されない限り、全ての結果の中央値への強制的な調整を求めていることである。これらの調整ルールは、OECD 移転価格ガイドラインに規定されているものよりも一般的に厳しいものである。

- ① 比較対象に欠陥がある場合、範囲を狭め、比較可能性を高めるための選択肢の一つとして、四分位数間の結果を使用することを推奨する。
- ② 幅が比較的等しく、信頼性の高い結果で構成されている場合、範囲内のどの点でも独立企業間原則を満たすと主張できる。
- ③ 比較可能性の欠陥が残る場合には、中心傾向の指標（例えば、中央値、平均値、加重平均値など、データセットの特定の特性に応じて）を使用することが適切である場合がある。

提案の影響と今後のステップ

一般的に、EU加盟国内における移転価格算定ルールの標準化に向けた動きは、EU域内における移転価格紛争及びコンプライアンス負担の軽減に向けた前向きな進展と見なすことができる。BEFIT指令が現在提案されている移転価格イニシアチブを伴って採択された場合、企業と税務当局は、少なくとも一部の事業活動のリスク評価プロトコルについて共通理解を持つことができるであろう。企業は、リスクのレベルを評価し、それを軽減するための措置を積極的に講じるために、事前に設定されたパラメータや一般に利用可能な

ベンチマークと結果を照合することができるようになる。一方、税務当局は、異常な結果を示す取引や非定型的な取引のチェックにリソースを割くことができるようになる。

移転価格指令の採用は、EU加盟国間の移転価格規則の標準化につながる可能性がある。特に対応的調整と補償調整に関するルールは、企業にとって特に有益である。移転価格指令は、すでに広く適用されている OECD 移転価格ガイドラインをその条項の多くに活用していることを考慮すると、企業はおそらく大幅な変更直面することはないと思われるが、ベンチマークのレンジ算出に関する規則、移転価格文書の共通テンプレートの採用の可能性等の特定の提案については注意が必要である。

[最初のページに戻る](#)

5. アフリカ

南アフリカ

企業開示要件の強化

2008 年会社法（以下、「会社法」）に対する 2023 年 4 月 1 日付の改正及び 2011 年会社規則（以下、「会社規則」）に対する 2023 年 5 月 24 日付の改正は、南アフリカの法律に従って登録され、設立された会社に影響をもたらすことになる。

概要

2023 年 4 月 1 日、2022 年一般法（マネー・ロンダリング防止及びテロ資金供与対策）の改正に関する法律（以下、「GLAA」）の一部の条項が発効した。その結果、会社法及び会社規則が改正され、全ての南アフリカ企業の報告義務が強化された。これらの改正は、会社法を GLAA の目的に合致させ、南アフリカにおけるマネー・ロンダリング防止及びテロ資金供与対策に関する規制を強化するものといえる。会社法及び会社規則の改正（以下、「改正」）により、会社は、受益権保有者又は実質的支配者に関する一定の情報を提出する必要があることになる。この改正を通じて、企業・知的所有権登録局（Companies and Intellectual Property Commission）（以下、「CIPC」）は、会社に対し、情報提供を要求するよう義務付けられることになり、会社が CIPC に必要な情報を提供しない場合は、会社法及び会社規則違反となる。

会社への影響

会社は、その形態にもよるが、①CIPC に対し、年次報告書とともに有価証券登録簿を提出しなければならない。又、②会社が発行するあらゆる種類の有価証券の発行総数の 5%以上の受益権保有者（自然人・法人を問わない）の詳細とその受益権の範囲を記載した登録簿（以下、「受益権登録簿」）を年次報告書とともに提出しなければならない場合もある。

全ての会社は、改正（特に会社法第 33 条第 1 項と第 50 条の改正）により、CIPC に対し年次報告書を提出する際、年次財務諸表（該当する場合）に加え、有価証券登録簿を提出することが義務付けられる。

又、会社法に定義されている全ての「影響を受ける会社（affected company）」は、受益権登録簿を CIPC に提出する必要がある。受益権登録簿とは、会社の「受益権」を有する全ての者（自然人・法人を問わない）を登録するためのものである。更に、会社法第 56 条第 7 項(a)に基づき、上場会社の株主は、当該上場会社に対し、当該株主の名義で、登録された有価証券の受益権を有する全ての者の身元を開示しなければならない。会社法では、「受益権」を「所有、合意、関係等を通じて、単独又は他者と共同し

て、①会社の有価証券に係る分配を受ける又は分配に参加する権利・資格、②会社の有価証券に付随する権利の一部又は全部を通常の方法で行使する又は行使させる権利・資格、③会社の有価証券又は有価証券に係る分配の一部を処分する又は処分を指示する権利・資格」とであると定義している。

「影響を受ける会社」

全ての企業が CIPC に対し、受益権登録簿を提出する必要があるわけではなく、「影響を受ける会社」の定義に該当する会社のみが受益権登録簿の写しを提出し、改正された会社法第 56 条に従って維持管理することが義務付けられている。

「影響を受ける会社」には、全ての規制対象会社（即ち、公開会社、国有企業、（非公開会社が会社法第 118 条第 1 項第 3 号に定める要件を満たす場合の）当該非公開会社）、及び規制対象会社に支配される会社又は規制対象会社の子会社が含まれる。非公開会社に関する要件とは、具体的には、①会社の設立覚書（MOI）において、当該会社が自主的に規制対象会社となった場合、又は②当該会社が過去 24 か月以内に発行済株式資本の 10% 以上を譲渡した場合（関係者当事者間で譲渡した場合を除く）を指す。

上場会社に対する特別な例外規定はなく、改正により、これらの企業も受益権登録簿の提出が義務付けられた。もっとも、2023 年 5 月 29 日、CIPC は改正に関するガイダンス・ノートを発行し、（現地の証券取引所に上場している）上場企業に関する特定な例外規定を設けた。上場企業が、証券取引所の規則に基づき、受益権登録簿及び有価証券登録簿に記載される情報を当局に提出することが既に義務付けられている場合に、かかる例外規定は適用される。当該例外規定は、上場企業の関連企業にも適用される。上場企業は、CIPC に年次報告書を提出する際、「影響を受ける会社」であるにもかかわらず、ヨハネスブルグ証券取引所の上場要件（Johannesburg Stock Exchange Listing Requirements）（以下、「JSE LR」）の第 8.63 条（c）、第 8.63 条（e）、及び第 3.83 条に従って、必要な情報が証券取引所又は特定の機関（例えば、STRATE 又は Computershare）に既に提出されていることを示す必要がある。JSE LR に基づき、ヨハネスブルグ証券取引所に上場している会社は、会社法第 56 条に基づく受益権登録簿を JSE に設置し、維持管理する義務がある。

「影響を受ける会社」の定義に該当しない会社

「影響を受ける会社」の定義に該当しない会社に関する GLAA の改正は、「影響を受ける会社」に適用される改正よりも更に踏み込んだものといえる。GLAA の改正は、これらの会社に対し、有価証券登録簿に受益権所有者の（保有している範囲での）詳細を記載し、実質的支配者に関する情報を収集・保管し、CIPC に提出することを義務付けている。従って、会社法第 50 条及び第 56 条の改正により、これらの会社は、会社の実質的支配者である自然人に関する情報を有価証券登録簿に記載し、この記録情報を CIPC に提出する必要がある。明確化のため付言すると、「影響を受ける会社」に該当しない会社は、①会社の有価証券を他者のため、あるいは他者の代わりに保有している受益権保有者に関する情報、及び②実質的支配者に関する情報を有価証券登録簿に記載しなければならない（会社規則第 32 条第 3 項（b））。

実質的支配者

GLAA において、実質的支配者とは、「直接又は間接的に、最終的に会社を所有、又は会社の実質的支配権を行使する」個人（自然人）と定義されている。GLAA の定義では、①会社の有価証券の受益権（5%）を保有している場合、②会社の有価証券に関連する議決権又は議決権の行使を支配している場合、③会社の取締役会のメンバーを任命又は解任する権利又は権利の行使を支配している場合、及び／又は④その他、会社に（直接的又は間接的に）重大な影響を与える能力がある場合の個人（自然人）は、会社を実質的に支配

しているとみなされる。これらは網羅的なものではなく、法律の趣旨に照らし、個人が会社を実質的に支配していると考えられる場合、当該個人の詳細を会社の有価証券登録簿に記載しなければならない。

情報の提出

会社法に基づき、会社の有価証券登録簿及び受益権登録簿は常に最新の状態に保たれなければならない。有価証券登録簿又は受益権登録簿に変更があった場合、当該変更から10営業日以内にCIPCに提出しなければならないことに留意する必要がある。2023年5月24日より前に設立された企業は、年次報告書の提出プロセスの一環として、最初の有価証券登録簿（該当する場合）及び／又は受益権登録簿を提出する必要がある。2023年5月24日以降に設立された企業は、設立後10日以内に実質的支配者の記録を提出する必要がある。今後は、受益権登録簿又は有価証券登録簿に関し年度内に変更がない場合であっても、企業の年次報告書の提出期限に合わせて、前年に提出したものと同一情報をCIPCに再提出する必要がある。これらを遵守しない場合は会社法違反となる。会社法に違反した場合、通知が発出され、行政罰が課される場合がある。

情報へのアクセス

改正前は、企業が自主的に公表しない限り、非公開会社の株主情報は公表する必要はなかった。会社規則によれば、CIPCは、CIPCに提出された会社の年次報告書の写しを閲覧するための電子的なアクセス権をあらゆる人に対して提供することになる。アクセスできる対象としては、会社規則第30条で規定されているように、CIPCに年次報告書とともに提出された書類のコピーも含まれる。この一見広範なアクセス権にもかかわらず、CIPCは、大臣及び金融情報センター（Financial Intelligence Centre）と協議の上、当該アクセス権を付与するにあたり条件を課す権限を有する。

又、CIPCは、受益権所有者に関連する情報は、法執行機関及び当局（例えば、南アフリカ歳入庁（South African Revenue Services）、金融情報センター、金融行動監視機構（Financial Sector Conduct Authority））にのみ提供され、一般市民は受益権所有者に関する会社の情報にアクセスすることはできないとしている。これは、CIPCが受益権所有者に関する情報を収集するという従前の責務から逸脱するものであるが、GLAAの改正は、南アフリカにおけるマネー・ロンダリングやテロリズムを撲滅するために、会社の株主や受益権所有者の情報収集を支援するために制定されたものであるため、この変更は理解できるものといえる。従って、CIPC及び当局によるこのような情報の収集は、2013年個人情報保護法により認められているものと考えられることができる。しかしながら、この権利には責任が伴い、CIPCはこのプロセスを通じて提出された個人情報を守るために適切な保護措置を講じることが求められている。CIPCは、そのような保護措置が実施されていることを国民に保証しており、CIPCのデータベース内でデータ漏洩が発生した場合、CIPCは影響を受けるデータ主体に通知し、南アフリカの情報規制当局に報告する義務がある。

[最初のページに戻る](#)

6. ESG / Sustainability

日本

カーボン・クレジット市場の開設

東京証券取引所（以下、「東証」）は、2023年10月11日、カーボン・クレジット市場（以下、「CC市場」）を開設し、カーボン・クレジットの取引を開始した。

CC市場は、経済産業省が2022年2月に示した「GXリーグ基本構想」及び2023年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」並びに東証による市場実証の成果に従い開設されたものである。

CC市場においては、東証の媒介によるJ-クレジット（温室効果ガスの削減・吸収活動へ付与されるクレジット）の売買が行われる。J-クレジットの売買はこれまで相対取引及び入札販売により行われてきたが、今回のCC市場の開設により取引所取引という選択肢が加わったことで、J-クレジットの流動性や取引の透明性が高まり、企業や自治体による温室効果ガス削減・吸収事業への投資が促進され、又、売手企業・自治体と買手企業との間の資金循環が活発することが期待される。

CC市場において可能な取引は現時点においてJ-クレジットの現物取引のみであるが、海外のクレジットを含めた他のクレジットの取扱いや先物取引が導入される等の今後の動向にも注視が必要である。

[最初のページに戻る](#)

インドネシア

インドネシア証券取引所におけるカーボンユニット取引の開始

インドネシア証券取引所（以下、「IDX」）は、2023年9月23日にインドネシア金融庁（Otoritas Jasa Keuangan）からカーボン取引所に関するライセンスを取得し、2023年9月26日付でカーボンユニット取引を開始した。

IDXにおいて登録され取引されるカーボンユニットは、事業実施主体の技術的排出量シーリング承認又は Persetujuan Teknis Batas Atas Emisi Pelaku Usaha（PTBAE-PU）、及び温室効果ガス排出量削減証明書又は Sertifikat Pengurangan Emisi Gas Rumah Kaca（SPE-GRK）である。

インドネシア法人及び外国法人のいずれもがIDXの承認を得てIDXでカーボンユニットを行うことができるが、利用資格を得る上では、①IDXが提供する設備の利用に関する責任者の設置、②IDXの実施するカーボンユニット取引に関するトレーニングの受講（少なくとも2名の代表者の受講が必要である）、③インドネシア銀行のBI-FAST及びBI-RTGSへ接続した銀行口座の保有、④少なくとも直近1事業年度以上の計算書類を有することといった要件の充足が必要となる。又、外国法人については、規制監視委員会（Regulatory Oversight Committee）の取引主体識別子の保有も求められる。

今回のIDXによるカーボンユニット取引の開始が、インドネシア政府の目指す2030年までに国際支援なしで同国内の温室効果ガスの排出量を31.89%削減するという目標にどの程度貢献するか、注目が集まる。

[最初のページに戻る](#)

EU

EU 電池及び廃電池に関する規則の発効

概要

EU市場で取引される全ての電池の耐久性、安全性を高め、持続可能なものにするを目的として、電池及び廃電池に関する規則（Regulation（EU）2023/1542 concerning batteries and waste batteries）（以下、「本規則」）が2023年7月28日に欧州連合官報にて公表され、同年8月17日に施行された。本規則の施行により、現行の電池指令（2006/66/EC）は廃止された。

本規則は、拡大生産者責任（EPR）制度¹⁰を採用するが、電池の持続可能性と循環性の確保をするために、設計、内容物、適合性評価に関するより詳細な要件を導入し、拡大生産者責任を更に拡大するものといえる。

本規則は、欧州グリーン・ディール¹¹の主要な取組の一環であり、電池の製品設計から生産プロセス、再利用、リサイクルに至るライフサイクル全体をカバーする初の循環経済行動計画に関する法律といえる。

本規則の規制対象

本規則では、製造国に関係なく EU市場で販売され又は EU域内で使用される全てのカテゴリーの電池が規制の対象となり、これには、一般消費財に含まれるタイプのバッテリー（ポータブルバッテリー）、電気自動車（EV）用バッテリー、産業用バッテリー、始動・照明・点火、電動自転車・原付・eスクーター用バッテリーが含まれる。尚、少数の例外があり、例えば、宇宙での使用を目的として設計された機器に搭載されるバッテリーは規制の対象外となる。

本規則の主な特徴

1. 社会・環境リスクに対処するためのデューデリジェンス義務

EU市場に電池を供給する企業は、製造時に使用された材料が企業責任の下に調達されたものであることを宣言するため、電池製造のための原材料の採取、加工、取引の際に生じる社会的・環境的リスクを特定し、当該リスクを軽減する必要がある。そこで、2025年8月からは、社会的・環境的リスクの特定・軽減を図るため、サプライチェーンにおけるデューデリジェンスの義務化も新たに導入される予定である。企業は電池製造のデューデリジェンス方針を定め、公認団体による検証と定期的な監査を受ける必要が生じる。尚、売上高4,000万ユーロ未満の企業には免除措置がある。

2. 消費財に使用される電池の交換

消費財に使用される電池は、消費者が簡単に取り外して交換できるように設計する必要がある。例えば、携帯用バッテリーは、市販の工具を使用して製品から取り外すことができ、製品を分解するために特殊な工具や熱エネルギー、溶剤を使用する必要がない場合、エンドユーザーが容易に取り外すことができるとみなされる。この要件は2027年2月から適用され、電池を使

¹⁰ 拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）とは、生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方であり、これにより、生産者に対して、廃棄されにくい、又はリユースやリサイクルがしやすい製品を開発・生産するようにインセンティブを与える効果が期待される。

¹¹ 欧州委員会が2019年に発表した脱炭素と経済性成長の両立を図る行程表。EUからの温室効果ガスの排出を2025年までに実質ゼロにする目標達成に向けた、EU環境政策の全体像を示したもの。

用する全ての消費者向け電化製品に影響する。但し、防水機能を有する製品など一部の製品には適用除外がある。又、製造業者は、該当製品の販売終了後5年間、消費者が交換用電池を市場で入手できるよう対応する必要がある。

3. 「CE マーキング」の貼付及び表示要件の充足

本規則は、現行のCEマーキング制度を初めて電池にも拡大し、全ての電池に「CEマーキング」を付け、全ての電池がEU基準を満たすことを要求している。CEマーキングに関する要件は、2024年8月18日から適用される予定である。又、電池には容量・持続時間、輸行記号、重金属含有量、「デジタル電池パスポート」（後述）にリンクするQRコード、製造者（及び輸入者）の詳細を表示する必要がある。

4. リサイクル含有率の最低要件

製造業者は、以下の通り、産業用、EV用及び一部の自動車用バッテリーのリサイクル含有率の最低基準を満たす必要がある。

(1) 2031年8月以降：コバルト16%、鉛85%、リチウム6%、ニッケル6%

(2) 2036年8月以降：コバルト26%、鉛85%、リチウム12%、ニッケル15%

5. デジタル電池パスポートとカーボンフットプリント宣言

産業用二次電池（容量が2kWhを超えるもの）、EV用電池、軽輸送手段（LMT）用電池は、製品情報を電子的に集約した「デジタル電池パスポート」へアクセスできるQRコードを、EU市場への出荷前に、製品やパッケージ等へ表示することが必要となる。このパスポートには、電池のカーボンフットプリントに関する情報（カーボンフットプリント宣言）が含まれる。製品のパスポートがEU法で義務化されるのはこれが初めてであり、今後は「持続可能な製品のためのエコデザイン規則」において、規制対象となる製品に対して「デジタル製品パスポート」の添付が義務付けられる予定である。

更に、EV、産業用充電式電池、LMT用電池には、電池のカーボンフットプリント宣言に基づく炭素原単位性能クラス表示が義務付けられる。

6. 廃棄物収集、リサイクル効率、材料回収に関する目標

電池がライフサイクル全体を通じてより持続可能なものとなるためには、電池の回収から始まるリサイクル率を増加させることが重要となる。そこで、廃棄物電池の回収目標を下記の通り段階的に規定している。

携帯用バッテリー：2023年末までに45%、2027年末までに63%、2030年末までに73%

LMTバッテリー：2028年末までに51%、2031年末までに61%

回収されたバッテリーは全てリサイクルする必要があり、特に、銅、コバルト、リチウム、ニッケル、鉛などの有価物については、高い回収率を達成する必要がある。そこで、廃バッテリーから回収される物質の最低回収率に関する目標を以下のとおり段階的に規定している。

リチウム：2027年末までに50%、2031年末までに80%。

コバルト、銅、鉛、ニッケル：2027年末までに90%、2031年末までに95%

企業の対応

上記の通り、本規則は、EU域内に上市する全ての電池の製造、設計、表示、回収、リサイクルを含むライフサイクル全体を規定対象としているため、電池の製造業者、生産業者、輸入業者、販売業者等はビジネスに重大な影響が生じることが想定される。本規則の各要求事項（デューデリジェンス義務、電池交換、CEマーキング、デジタルパスポート、回収・リサイクル率等）の段階的实施に備え、早い段階から計画的に対象製品を本規則に適合させるため対策を講じていく必要がある。

[最初のページに戻る](#)

英国

英国の集団訴訟制度に基づく最初の環境訴訟

英国最大の水道会社である1社に対して、下水を水路に排出した回数について誤解を生じる調整がされているという主張に基づく訴訟が、同社の800万の顧客を代表して、競争審判所に提起された。2015年消費者権利法によって導入されたオプト・アウト型集団訴訟の制度が環境訴訟に用いられたのは初めてであり、英国におけるESG関連の訴訟における重要な展開を示すものである。

Severn Trent Waterに対する訴訟は、英国中の2,000万を超える顧客を代表して水道会社に提起される6件の並行訴訟の最初のものである。原告代表者Leigh Dayは、水道会社らが市場における優越的地位を濫用して顧客に過大請求したと主張している。環境庁や水道事業規制機関(Ofwat)に下水の流出を適切に報告することを懈怠したことにより、水道会社らは違約金を免れて顧客に請求する料金に影響を与えており、顧客は定められた基準を満たしていることを前提として水道料金を支払ったと主張する。この請求が認められた場合、被告は2020年4月以降、いずれかの水道会社に水道料金を支払った者に対して補償をしなければならず、この6件の賠償総額は、潜在的に8億ポンドを超える可能性がある。

これらの訴訟は、2015年消費者権利法によって導入された競争法上の主張のためのオプト・アウト型集団訴訟制度に基づき提起されている。請求が制度の範囲に入る限り、影響を受ける消費者が個別に訴訟からオプト・アウトしない限り、単一の原告が、影響を受ける消費者の範囲全体を代表して訴訟を提起することを可能にする。原告側を代理する法律事務所が、環境訴訟を提起する手段として、競争法上の制度の利用を企図することは当然であろう。又、利用しなければ、英国では一般的なオプト・アウト型集団訴訟の制度が存在しないため、訴訟を財政的に維持するために十分な数の原告を集めることが困難であることを意味する。

しかし、集団訴訟制度がESG関連の訴訟を提起する有効な手段であるといえるかは、そのような訴訟が競争審判所の認証を受けられるか否かにかかっている。手続を進めるためには、提案された案件は二段階の認証審査を経て、構成員代表者が代理権限を付与され、かつ、当該訴訟が集団訴訟の適格があると判断されなければならない。これまで、この認証審査の第二段階目である集団訴訟の適格があると判断された案件はほとんどない。競争審判所は今年に入って、テクノロジー企業に対して提起されたデータ・プライバシーに関する集団訴訟について、不公正な取引条件であるという請求が競争法違反となる優越的地位の濫用として明確に示されているかどうか疑わしいとして、その認証を拒絶した。競争審判所は、原告に対して、適切な「審理の青写真」を得られるように、訴訟の方法を改善するよう指示した。Leigh Dayの水道会社に対する訴訟が、この極めて重要な認証段階で同様の問題に直面するかどうかはまだ分からない。

[最初のページに戻る](#)